

第2回石川県個人情報保護審査会議事要旨

1 開催日時 平成16年2月23日（月）10：00～11：53
2 開催場所 金沢市鞍月1-1 県庁行政庁舎11階1108会議室
3 出席者氏名 審査会委員 鶴野幸雄会長、合田昌英委員、佐々木潤子委員、
橘伸子委員、眞館和溥委員
事務局 正木総務課長、佐々木地方課長、吉田行政情報
サービスセンター所長、谷総務課参事、小西地方
課長補佐、安田総務課長補佐、畦内総務課主
事、村角地方課主事

4 会議に付した事案の件名

- (1) 報告事項 ① 地方独立行政法人法施行に伴う個人情報保護条例の一部
改正について
② 個人情報保護制度の運用状況について
③ 住民基本台帳ネットワークシステムの運用状況について
(2) 審議事項 石川県個人情報保護審査会運営要領について
(3) 検討事項 ① 石川県個人情報保護条例の一部改正について
② 出資法人等の指導方針について
(4) その他 最近の事件・事故の事例

5 議事の概要

(1) 報告事項

- ① 地方独立行政法人法施行に伴う個人情報保護条例の一部改正について
・事務局より報告
・委員全員了承
- ② 個人情報保護制度の運用状況について
・事務局より報告
(問) 不存在の1件は住基ネットアクセスログのことか。
(答) そのとおり。本人確認情報を提供していなかったため、不存在
の決定をしたもの。
・委員全員了承
- ③ 住民基本台帳ネットワークシステムの運用状況について
・事務局より報告
(問) 長野県が実験した住基ネットワークシステムへの侵入実験に対
する県としての見解は。

(答) 総務省から聞いているところでは、市町村内部でコミュニケーションサーバーという住基ネットの情報を出すところに侵入して情報を改ざんしたということはあったものの、住基ネット本体へは侵入出来なかつたと承知している。私どもとしては、重大な関心を持っており、引き続き適切な運用に努めたい。

・委員全員了承

(2) 審議事項 石川県個人情報保護審査会運営要領について

・事務局より提案

(問) 6条に補佐人の規定があるが、代理人の規定がない。また、別記様式第4号では、4人分の補佐人の記入欄があるが代理人の記入欄がないが必要ないのか。

(答) 本人、代理人、補佐人いずれの場合でも対応できるよう補足したい。

(問) 手続事項だが、今審査会の決定で施行となるのか。

(答) 賛同いただければそのように対応したい。

(問) 第2条2項で委員を忌避するには、内部の取扱いでいいが、審査会は公正を妨げるべき事情は把握できないので、委員本人が申し出ることにした方がよいのではないか。

(委員全員了解)

・委員全員了承

(3) 検討事項

① 石川県個人情報保護条例の一部改正について

・事務局より説明

(問) 最近のマスコミ報道などから公安委員会を含める必要性を感じている。

(問) 警察は、具体事例が出たときの（除外の）線引きが難しい。

(問) 紙媒体も罰則適用に含めていくのか。

(問) 法人の罰則（両罰規定）は慎重に。

(答) 今後、2～3回かけて、議論する必要があり、また、他県の状況も見極める必要がある。今回は、問題提起ところで、今後各論に入りたい。場合によっては、警察本部から意見を述べる機会も考えたい。

・委員全員了承

② 出資法人等の指導方針について

・事務局より説明

・委員全員了承